

令和3年8月の大雨等により甚大な被害を受けた 被災地の復旧を促進するための緊急要望

本年7月の大雨による被害に引き続き、8月も台風第9号及び第10号、また、東日本から西日本にかけての広範囲で長期間の大雨に見舞われ、大きな被害が発生するなど、今夏は大雨による被害が連続している。

8月11日からの大雨は、線状降水帯を伴う活発な前線が長期間にわたって停滞したことにより、全国各地で土砂災害や河川の氾濫などが発生し、大雨特別警報が発表された広島県、福岡県、佐賀県、長崎県をはじめ、計20府県に多数の人的被害や物的被害をもたらしている。

特に、住宅被害は台風第9号及び第10号と合わせて565棟（8月17日時点）、8月の大雨の5,595棟（8月24日時点）、また7月の大雨の2,565棟と合わせると8,725棟に上り、今後、さらに被害は拡大することが想定される中、被災者の生活再建は喫緊の重要な課題となっている。

今夏の大雨による被災地の復旧・復興の促進や、被災者の生活再建の迅速かつ円滑な推進、さらには、今回のような大雨による被害の発生を繰り返さないために、国において、対策の充実・強化を一層、加速するよう、下記事項について要望する。

1 速やかな人命救助活動の実施

いまだ行方不明者がおられることから、迅速な捜索・救助活動に対して、全力で支援すること。

2 被災者の生活支援

(1) 被災者支援の更なる充実について

ア 被災者支援について、被災者生活再建支援法、災害救助法、国の交付金による支援など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度運用を行うこと。また、災害救助法に基づき給付される生活必需品の基準など、各制度について、被災者の実態を考慮した制度の拡充・弾力的な運用を可能とすること。

イ 近年、地震や風水害など、大規模な災害が頻発している状況を踏まえ、短期間に何度も被災した世帯の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては、別枠での支援を検討するなど、特段の配慮をすること。

ウ 被災者支援に関する各種制度について、県及び市町村の労務を軽減するため、事務の簡素化や共通化を図るとともに、財政負担が過重にならないよう地方財政措置を強化すること。

エ 既存の支援制度の適用が出来ず、自治体が独自に被災者支援を行う場合の、財政支援制度を検討すること。

オ 被災者の生活再建に伴うストレスや悩みに対応するため、精神科医、弁護士等の専門家によるワンストップ相談等の実施に必要な支援を行うこと。

カ 避難生活を早期に解消し、居住の安定を図るため、既存公営住宅等を災害救助法に基づく「応急仮設住宅」に位置付けるとともに、災害公営住宅の建設につい

て、技術的・財政的支援を行い、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。併せて、エアコン等を災害救助法における生活必需品の対象とすること。

3 公共土木施設等の災害復旧事業の早期の実施について

(1) 激甚災害の指定等の財政支援の充実について

ア 公共土木施設や上水道施設、農地・農業用施設、林道などの災害復旧や、被害を受けた中小企業への支援などを円滑に行うため、地域の被災状況に応じて、適用措置の範囲を拡大する等、7月に続き8月の大雨被害に関しても、激甚災害の迅速な指定を進めること。

イ 被災地方公共団体が行う応急復旧や被災者の支援、災害復旧等に多額の経費を要するため、特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業に係る予算の確保に特段の配慮を行うこと。

(2) 災害復旧事業の早期実施について

ア 被災施設等の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

さらに、災害査定においては、ドローン等を活用した Web 査定の方法を恒常的に選択できるようにすることや机上査定の活用により事務手続きの柔軟な運用や簡素化を図るとともに、災害査定に係る費用について、地方負担の軽減を図ること。

イ 災害復旧事業の実施にあたっては、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧だけでなく、河道の拡幅や橋梁の改築、排水機場の抜本的な浸水防止対策等の改良復旧を積極的に推進すること。

ウ 土砂・倒木等の流出による被害が発生している箇所や県管理河川や市町村が管理する準用河川における大規模な被災箇所、被害が甚大で住民の生活への影響が大きい県管理道路、市町村道について、必要に応じて、国の災害関連緊急事業や権限代行制度の活用などにより、早期復旧に向けた支援を強化すること。

(3) ライフラインの早期復旧について

電気、ガス、上下水道、交通、情報通信など、寸断されたライフラインの早期復旧のための財政支援を講じること。

(4) 復旧・復興に必要な人材の確保について

ア 迅速な復旧や被災者への生活再建支援など、多くの職種の人材が必要となることから、その派遣について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止にも配慮しつつ、引き続き必要な支援を行うこと。特に、全国各地で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されるなか、広域応援に係る人員の感染防止も含めた健康管理の在り方を示すとともに、自治体等への財政支援に努めること。

イ 地方自治体が職員の派遣や受入れなどに要した経費について、応援団体・受援団体双方に負担が生じないよう、支援措置を充実すること。この際、国においては、被災地での支援活動が円滑に実施できるよう、支援活動に従事する者の派遣

前後の PCR 検査の実施をはじめとした、被災地への応援時の感染防止対策の対応方針を明確にするとともに、PCR 検査に係る経費の助成等の財政措置など、必要な支援を行い、被災地で受け入れられやすい環境の整備を進めること。

ウ 被災地での新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐため、被災地域外から支援に入るボランティアの活動に関する考え方を国において整理すること。

4 商工業、農林水産業など産業の再建・復旧への支援

(1) 商工業や農林水産業等に対する支援について

ア 本災害により影響を受けた事業者の迅速な事業再開や事業継続に繋がるよう、被災した事業用建物や設備等の復旧を支援すること。

イ 本災害により被災した農林水産業の生産基盤や生産施設の復旧や再整備、生産活動の早期再開に必要な経費に係る補助制度の拡充や園芸用ハウス施設の浸水防止壁の設置など被災防止対策の創設など、財政支援制度の充実強化を図ること。

ウ 被災事業者の雇用の維持・確保を図るため、雇用調整助成金の助成率の引上げ等、特例措置を実施するとともに、手続きの簡素化や支給の迅速化等を図ること。

近年、地震や風水害など、大規模な災害が頻発している状況を踏まえ、短期間に何度も被災した場合においても、迅速な事業再開や事業継続が円滑に行われるよう、復旧費用に対する財政支援の拡充を行うこと。

エ 商工業者の施設等の復旧費用などを補助するため、令和2年度に実施された「なりわい再建補助金」による補助を行うこと。また、当該補助金は被害状況に応じて対象自治体が決定されるが、被災した商工業者が前を向いて事業再開に取り組めるよう、「局激」指定であっても本事業による支援を行うこと。

また、短期間に何度も被災した商工業者については、物的損害に加え、心理的損害も著しく大きいことから、「定額補助(10/10)」を適用するとともに、その上限額の引上げを行うこと。

さらに、今後、同様の被害を受けることのないよう、補助の対象に防水壁、止水板、土留工事、施設構造の強靱化(地盤嵩上げ等)などの防災対策も加えること。

オ 政府系金融機関の災害復旧関係の借入によって事業を再開した事業者が、短期間のうちに、再度被災に遭い資金を借り入れる場合に、多重債務を抱えることになる。このため、「利子補給制度」を創設・実施するなど、多重債務を抱える商工業者への支援を行うこと。また、新型コロナ対策に準じて、災害復旧に係る民間金融機関を活用した実質無利子・無保証制度の創設を行うこと。

(2) 観光産業に対する支援について

被害を受けた観光事業者に対して、事業再開に必要な支援を行うこと。

また、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信を行うとともに、新型コロナウイルス感染症との複合的な被害を受けている地域について、災害復旧が進み、観光客の受け入れが可能となった段階で誘客取組に対する支援など一層手厚い観光振興を行うこと。

5 災害廃棄物対策

(1) 迅速かつ積極的な災害廃棄物処理の推進について

- ア 関係地方公共団体並びに関係団体と緊密に連携しながら、被災地の実態を正確に把握し、国として、既存の支援制度の充実や運用の弾力化も含め、迅速かつ積極的に実状に即した廃棄物の撤去・運搬・処理に係る適切な支援策を講じること。
- イ 被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業等について、補助の充実を行う他、被災地の速やかな復旧・復興が進むよう予算の確保及び早期の採択を行うこと。
- ウ 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、全額国の費用負担により、緊急に実施すること。

6 避難対策の強化

(1) 気象情報の適切な提供等

- ア 梅雨末期を中心に、線状降水帯による被害が毎年のように頻発している。令和3年6月から運用が開始された「顕著な大雨に関する情報」は、大雨に関する警戒レベルとの関連付けもなく、住民のみならず自治体にとっても、対応がとりにくい情報となっているため、名称の変更も含め、わかりやすい周知に努めるとともに、具体的な避難対策や避難行動に繋がるよう、運用の充実強化を図ること。また、線状降水帯の発生を予測するための研究や資機材の開発を早急に進めること。
- イ 令和3年7月の大雨に続き、土砂災害警戒情報が避難に活かされない事例があった。また、河川の氾濫による浸水からの避難の遅れの事例も見られた。今夏の災害における、土砂災害警戒情報や氾濫危険情報等の警戒レベル相当情報の提供と、避難対策への活用について検証を行い、气象台や都道府県の市町村への助言の在り方を含め、市町村の避難対策や住民の避難行動に繋がる防災気象情報の提供体制の充実強化を図ること。

(2) 避難対策の強化

- ア 今般の梅雨期における「顕著な大雨に関する情報」や「土砂災害警戒情報」などの気象情報の提供や、改正法により新たに導入された「避難指示」「緊急安全確保」などの発令に伴う住民の避難行動について、検証を行い、避難対策の充実強化に早急に取り組むこと。
- イ 毎年のように繰り返す土砂災害や洪水からの逃げ遅れによる被害を減らすため、土砂災害警戒情報や氾濫危険情報などの危険度情報並びに新たな避難情報に関して住民理解の促進を図るとともに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域の住民周知や、土砂災害や洪水等に関するハザードマップの活用促進、「避難スイッチ」や「マイタイムライン」の普及など、土砂災害や水害に関する住民への普及啓発の強化について、自治体とともに取り組むこと。

7 風水害対策等の強化

- ア 7月に静岡県で発生し、甚大な被害をもたらした大規模な土砂災害の発生について、引き続き、地元自治体と連携して、原因の究明に努めるとともに、再発防止策の徹底に取り組むこと。加えて、建設残土に関して、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること。また、今般の自治体による盛土の総点検の結果、崩落等の危険を有する盛土が確認された場合には、撤去や補強などの安全対策を積極的に推進すること。
- イ 毎年のように甚大な土砂災害が繰り返し発生している状況を踏まえ、土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設や治山施設の整備及び既存施設の長寿命化による事前防災対策を計画的かつ強力に推進するとともに、既存施設の高機能化、多機能化を図るなど、より効率的・効果的な施設整備の推進を加速すること。
- ウ 流域治水の考え方にに基づき、河川、下水道、ダム等の整備、森林の整備・保全、農業用ため池等の防災工事及び維持管理を含めた水災害防止対策の推進を図るとともに、河道掘削や堤防強化、雨水貯留機能の保全と雨水流出抑制施設整備等の流域対策など、流域全体の水災害軽減策の強化を加速すること。
- エ 令和2年度補正予算より予算化され、重点的・集中的に講じられることとなった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的かつ着実に実施するとともに、必要に応じて対象事業の拡大及び要件緩和を行い、必要となる予算・財源を当初予算において別枠で安定的・継続的に確保し、国土強靱化の対策を強力かつ継続的に進めること。

8 復旧・復興に向けた財政措置

被災地の復旧・復興対策等に係る国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図ること。

令和3年8月30日

全国知事会緊急広域災害対策本部 本部長
(全国知事会会長) 飯泉 嘉門

全国知事会緊急広域災害対策本部 副本部長
(全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長)
黒岩 祐治